

青森県社会福祉協議会第二次活動指針の策定に係る意見募集 実施要綱

1 目的

県社協では、現在の存在意義や果たすべき役割を明らかにし、平成27年度から平成36年度までの10年間に県社協が取り組む方向性を定めるため、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会第二次活動指針（以下、「第二次活動指針」とします）」の策定に取り組んでいます。

この活動指針の策定にあたって、県民の皆様の多様な意見を反映するとともに、策定過程における公正性と透明性の向上を図ることを目的に、第二次活動指針に対する意見を募集します。

2 期間

平成26年12月10日（水）から平成26年12月26日（金）まで ※期間内必着

3 実施方法

以下の方法により、広く周知します。

(1) 下記関係者への第二次活動指針（案）の配布

- ①本会の理事、監事、評議員
- ②市町村社会福祉協議会
- ③関係行政機関（県・市町村）
- ④本会の会員である社会福祉関係団体

(2) 本会ホームページ「福祉ネットあおもり」への掲示

※ホームページアドレス <http://aosyakyo.or.jp/>

(3) マスコミへ周知

4 意見の提出方法

(1) 意見は以下の方法により募集します。

①電子メールの場合

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・メールアドレス fukushi-net-aomori@aosyakyo.or.jp

②FAX

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・FAX番号 017-723-1394

③郵送

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ2階

(2) 意見提出にあたって記載様式は設定しませんが、以下を必ず明記してください。

①題名「青森県社協 第二次活動指針への意見」

②意見の内容とその理由

③氏名または企業・団体名

④住所

⑤職業または役職

5 いただいた意見の取り扱い

(1) いただいた意見とその対応結果は、本会ホームページで公表します。

(2) 公表にあたっては意見提出者の氏名等の個人情報 は明示しません。

(3) いただいた意見への個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

(4) 個人または法人等の権利利益を害するおそれがある情報等、公表することが不適切だと判断される情報が含まれる場合は、その全部または一部を公表しません。